令和7年度第5回認可部会

資料1

「八王子市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例(案)」について

1. 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) とは

(1)乳児等通園支援事業について

令和8年度以降、子ども・子育て支援法で給付制度として定められ、全ての市町村で実施。(資料2・3)

(2)目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する。

(3)対象

0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこども
(親の就労要件は問わない)

(4)利用時間

月10時間までの利用可能枠の中で柔軟に利用できる

(5)本市の状況

令和7年度:東京都の事業を活用し、類似事業を35施設(11施設は実施準備中)で実施

(6)事業実施に必要となる条例

◆「八王子市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例」(資料4)
・令和7年9月22日公布

◆「八王子市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例」
・令和8年第1回定例会に上程(令和8年3月公布予定)

(7)乳児等支援給付費の財源

国3/4、都1/8、市1/8

2. 確認条例の概要

(1)名称

「八王子市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例(案)」(以下「確認条例」という)

(2)趣旨

事業運営の基準を定める。利用者は、この基準をもとに確認を受けた施設を利用する場合、乳児等通園支援給付を受けることができる。

(3)条例制定における基本的な考え方

子ども・子育て支援法の第46条第3項により規定された「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」(資料5。以下「国基準」という)をもとに条例を制定することとされている。

確認条例は、国基準に本市独自の基準を追加して制定する。

◆本市独自追加基準

(※は努力義務)

基準項目	こども誰でも通園制度		保育所(参考)
	国基準	市基準	市基準
虐待防止研修の実施等	○(※)	○	○
外部研修の機会の確保	×	○	○
非常災害対策	×	○	○
障害者雇用の促進及び障害者就労施設等からの物品等の優先調達	×	○(※)	○(※)

「八王子市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例(案)」について

(4)国基準の主な規定内容

◆乳児等通園支援事業者の**一般原則**(第2条)

・面積や職員数等の認可基準を満たした適切な環境の整備
・子どもの意思や人格を尊重
・自治体・他事業者等との密接な連携に努めること　他

◆事業者は**利用定員**を定めること(第3条)

・1時間あたりの1歳未満、1歳以上のそれぞれの定員
・1月あたりの利用定員

◆事業所の利用開始時に**面談**を行うこと(第4条)

◆事業所の利用開始時に**認定証の確認**を行うこと(第7条)

◆ 利用者負担の**支払**について(第12条)

・法定代理受領を受けないときは保護者から支払いを受ける
・食事等の費用においては保護者から支払いを受けることができる

(金額参考表※令和7年度基準)

対象	給付(代理受領)	保護者
0歳1人当たり	1,300円/時間	300円/時間 程度
1歳1人当たり	1,100円/時間	300円/時間 程度
2歳1人当たり	900円/時間	300円/時間 程度

◆事業者は**運営規程**を定めること(第19条)

・事業の目的
・提供する特定乳児等通園支援の内容
・職員の職種、人数、職務内容
・保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
・緊急時等における対応方法
・非常災害対策　他

(5)経過措置

改正子ども・子育て支援法の施行の日(令和8年4月1日)から起算して1年を経過する日までの間においては、国基準を確認条例で定められた基準とみなす。

5. スケジュール

時期	内容	
	給付確認	事業認可
令和7年1月		(国)認可条例の国基準の公布
5月		(市)認可部会へ認可条例を諮問
9月		(市)認可条例制定・公布
10月	(国)確認条例の国基準(暫定版)の発出 11/9までパブリックコメントを実施中。	
11月	(市)認可部会へ確認条例を諮問(本日11/10)	
12月	(市)実施施設向け説明会を開催	
	(市)事業認可と給付確認における書類の提出依頼	
令和8年2月	(市)認可部会へ事業認可と給付確認について諮問 ※経過措置(国基準)を適用	
3月	(市)確認条例制定・公布	
4月	(市)国制度(認可)へ移行、事業開始	

参考（令和7年度第3回認可部会資料）

「八王子市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（案）」について

1. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） とは

こどもの育ちを応援し、良質な生育環境を整備するとともに、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず時間単位で柔軟に、対象の子どもが保育所・幼稚園等を利用することができる事業をいう。

対象：0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこども（親の就労要件は問わない）
利用時間：月一定時間までの利用可能枠の中で柔軟に利用可能

2. 条例制定の経緯

- 国の「こども未来戦略」（令和5年12月）において、全ての子育て家庭を対象とした支援の拡充として創設された。
- 本市は令和5年度に国の試行的事業を実施し、令和6年度からは東京都の「多様な他者との関わりの機会創出事業」を活用して14施設で実施した。令和7年度は事業を拡大し、33施設で実施予定。
- 令和7年度以降は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法で制度化され、各自治体での事業実施にあたっては、国の定める認可基準に基づく条例制定が必要。

3. 基準条例の概要

（1）条例制定における基本的な考え方

国基準の各規定は児童福祉法の基本理念に則したものであり、本市条例については、国基準と同様の内容を基本とし、（3）に示す一部の事項は国基準に追加して規定する。

（2）国基準の主な規定内容

◆乳児等通園支援事業者の一般原則（第5条）
◆安全計画の策定（第7条）
◆乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件（第9条）
◆衛生管理等（第14条）
◆食事（第15条）
◆乳児等通園支援事業の区分（第20条）
◆設備の基準（第21条）

（3）国基準との相違点

（※は努力義務）

基準項目		こども誰でも通園制度		保育所（参考）
		国基準	市基準	市基準
乳児室の面積	0・1歳児	1.65㎡/人	**3.3㎡**/人	3.3㎡/人
ほふく室の面積	0・1歳児	3.3㎡/人	3.3㎡/人	3.3㎡/人
保育室又は遊戯室の面積	2歳児以上	1.98㎡/人	1.98㎡/人	1.98㎡/人
虐待防止研修の実施等		×	○	○
外部研修の機会の確保		×	○	○
※障害者雇用の促進及び障害者就労施設等からの物品等の優先調達		×	○	○

4. 今後のスケジュール

時期	内容
令和7年（2025年）10月	条例公布・施行（予定） 基準条例に基づく事業認可の申請受付
令和8年（2026年） 1月	認可部会で認可について諮問
4月	国制度（認可）へ移行、事業開始